

合理的配慮の提供を支援する 助成制度

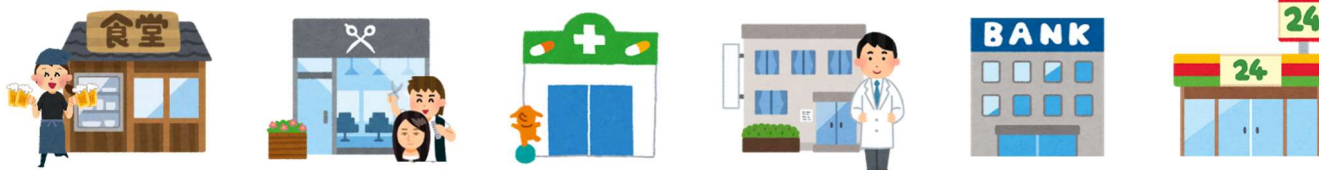


障がいのある人もない人も、ともに安心して暮らせるまちづくりを推進していくために、事業者や団体などが障がいのある方にとって必要な合理的配慮を提供するためにかかる費用を助成します。

制度の対象者・助成内容

事業者などの民間事業者

※苫小牧市内に事業所を置き、日常的に不特定多数への市民サービスを行うものに限りです。



助成内容	上限額	補助率
 工事の施工 手すり、段差解消、 トイレ等の工事	10万円	
 物品の購入 筆談ボード、簡易洋式トイレ 折りたたみ式スロープなど	5万円	100%
 ツールの作成 点字メニュー、 会話ボードの作成など	2.5万円	

募集期間（2026年度）

第1回：6月1日～30日 第2回：7月1日～31日
第3回：8月1日～31日 第4回：9月1日～30日

- ※ 申請件数が多数の場合には抽選による選考となります。
- ※ 予算の都合上、予告なく終了する場合があります。

制度利用の流れ



お問い合わせ先

苫小牧市健康福祉部障がい福祉課(市役所1階14番窓口)
電話0144-32-6356 ファックス0144-36-3121

合理的配慮の提供を支援する助成制度

工事

手すり設置



【手すりの設置】

肢体に障がいのある人、視覚障がいの人向けの工事。手すりの設置により、階段昇降時の補助が可能。

〈用途例〉：入口や店内等の階段に設置。

工事

段差解消



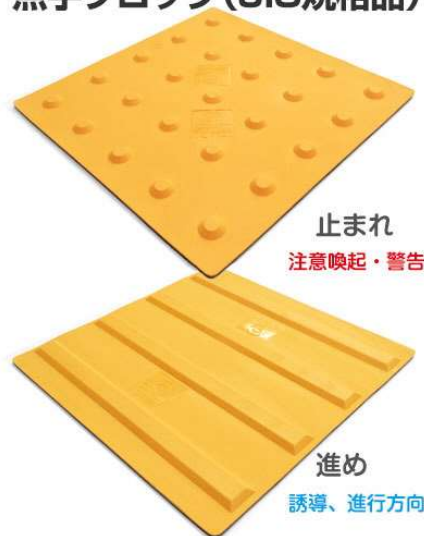
【段差解消】

主に肢体に障がいのある人、車いす利用者向けの工事。入口等の段差等を解消できる。

〈用途例〉：入口等の段差をスロープ状に改修。

合理的配慮の提供を支援する助成制度

点字ブロック(JIS規格品)



工事

点字ブロック、
誘導マットの敷設



【点字ブロックの敷設】

視覚障がいのある人向けの工事。

点字ブロックや誘導マットの敷設により、誘導が可能。

〈用途例〉：入口や店内等の床面に敷設。



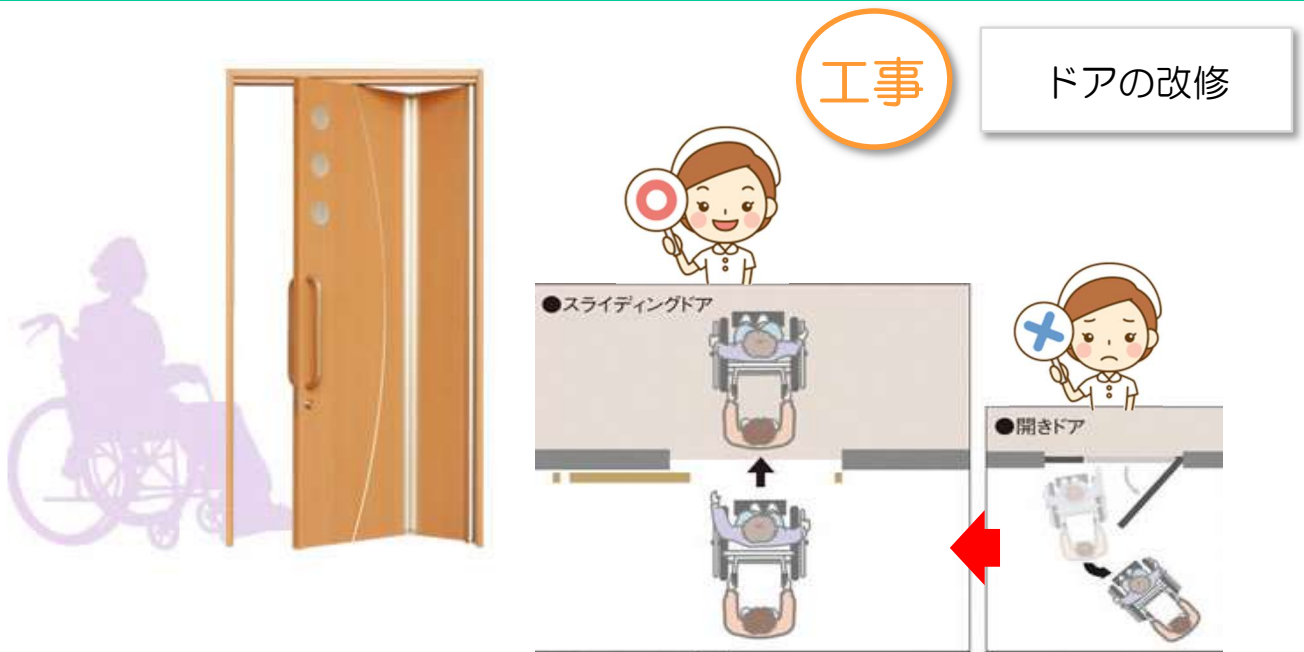
トイレに係る改修

【トイレに係る改修】

肢体に障害がある人向けの工事。便器への手すり設置や和式便器から洋式便座への取替や和式便座を簡易的に洋式便座タイプにするための機材の取付など。

〈用途例〉：トイレの改修工事

合理的配慮の提供を支援する助成制度

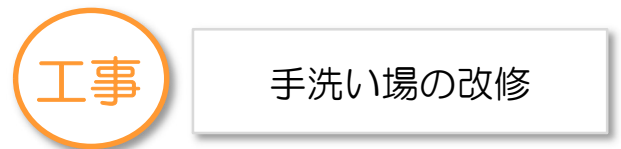


【ドアの改修】

主に肢体に障がいのある人、車いす利用者向けの工事。
開きドアのスライド式への変更や、ドアの幅員の拡張を行い、利便性を高める。
〈用途例〉：入口やトイレ等のドアの改修



〈自動水洗への改修工事〉



〈対応洗面所への改修工事〉

【その他】

主に肢体に障がいのある人、主に車いす利用者向けの対応。
手洗いの際無理な負荷がかからないよう、自動水洗や洗面所の改修などにより利便性を高める。
〈用途例〉：洗面所など。

合理的配慮の提供を支援する助成制度



〈アナログ式〉

物品

筆談ボード

〈電子式〉



【筆談ボード】

聴覚障がいのある人向けの物品。筆記によるコミュニケーションに用いる。

〈用途例〉：受付や客席に設置。

物品

折りたたみ式スロープ



【折りたたみ式スロープ】

主に肢体に障がいのある日人、車いす利用者向けの物品。

入口等の段差を解消できる。折りたたみ式のため、普段は収納しておくことが可能。

〈用途例〉：入口付近に収納し、必要に応じて提供。

合理的配慮の提供を支援する助成制度



ツール

コミュニケーション
ボード

【コミュニケーションボード】

聴覚障がいのある人向けのツール。指差しにより、コミュニケーションを図る。
〈用途例〉：受付や客席などに設置。



ツール

点字メニュー

【点字メニュー】

視覚障がいのある人向けのツール。点字の読み取りによりメニューを把握する。
〈用途例〉：飲食メニューなどを作り替え、必要に応じて提供。